

佐賀県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定した次の施設について、その施設を廃止した旨、佐賀市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十一年十月二十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

施設の名称	施設の所在地
佐賀県勤労者福祉会館	佐賀市神野東二丁目六番一〇号